

令和4年9月21日

拓殖大学

学長 鈴木 昭一

国際交流留学生センター長

副学長 甲斐 信好

今後の海外留学プログラム及び海外渡航全般の取り扱いの方針

新型コロナウイルス感染症関連の入国規制が解除された国や地域が増え、海外との往来が少しずつですがコロナ前に戻ってきていますが、決して終息したわけではありません。

しかしながら本学は、建学の理念に基づく拓殖人材育成の観点から、学生の健康と安全及び受入先となる国・地域や提携校関係者に対する責任を考慮し、今後の大学主催海外留学プログラム、その他の海外渡航全般について、下記条件を満たす場合に限り、必要な手続を経て渡航を認めることとします。

ー大学主催海外留学プログラムについてー

1. 学生及び保証人が、渡航しての留学を強く希望していること
2. 渡航先国・地域に渡航に対する入境制限がなく、ワクチン接種証明や渡航に必要なビザの取得、旅行総合保険への加入等、渡航に支障を来さないこと
3. 提携校が海外からの留学生受入を許可していること
4. 学生及び保証人がコロナ禍の渡航について取り決めたルールに同意出来ること

ーその他の海外渡航全般についてー

1. 学生及び保証人が、渡航を強く希望していること
2. 渡航先国・地域に渡航に対する入境制限がなく、ワクチン接種証明や渡航に必要なビザの取得、旅行総合保険への加入等、渡航に支障を来さないこと
3. 受け入れ先が受け入れを許可していること
4. 新型コロナウイルス感染症等に罹患あるいは濃厚接触者に指定された場合、学生及び保証人が対処出来ること
5. 外務省の感染症危険情報レベルや危険情報レベルリスクを十分に理解していること

なお、今後の日本国内を含む世界的な感染状況によって、方針を変更することがあります。

以上